

## 会長あいさつ

わが国では2022年に「こども基本法」が成立し、2023年4月には「こどもまんなか社会」の実現のためにこども家庭庁が創設されました。そして同年12月には、子ども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定され、「市町村こども計画」の策定に努めることを市町村に求めています。このように、子どもを取り巻く施策が大きく動く中、町田市では「町田市子どもマスタープラン25-34」を策定しました。この計画では、「子どもにやさしいまちの実現」に向け、「子どもが『やりたい!』を見つけ、挑戦できるまち」「みんなが笑顔で安心して、子どもと一緒に過ごせるまち」という基本理念を目指す姿として掲げています。子ども・子育て会議の中でも、この基本理念についてたくさんの議論が交わされました。子どもを誰一人取り残さず、すべての子どもにとってやさしいまちを実現していくために、様々な分野・多職種の委員が集い、子どもをまんなかにした議論を重ねることで、より現実に即した計画が策定できたのではと感じています。

また、本計画を策定するにあたっては多くの子どもたちや若者の声を聴き、それらを随所に反映させるとともに、いただいた声に対してはフィードバックをすることで、「自分たちの声が届いている」と感じられることを大切にしてきました。子ども自身が関心を持って本計画について知ることができるよう、子ども向け概要版も作成しました。まさに、子ども自身が主体的にまちづくりに関わり、声を上げていくことが、今後の町田市をより良くしていく原動力になるのではないのでしょうか。この計画が終了する10年後には、この子どもたちも成人し、町田市を支える大人になっているかもしれません。子どもたちが大きくなったときに、この町田市に住み続けたいと思えるよう、子どもたちの声を大切にしながら、「子どもにやさしいまち」が実現されていくことを願っています。

2025年3月

町田市子ども・子育て会議会長

玉川大学教育学部 教授

鈴木 美枝子

## 參考資料

# 1 関連する法律、条例等



## (1) こども基本法（令和四年法律第七十七号）

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条—第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

#### （基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことができるようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

#### （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

#### （国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

#### （年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

### 第二章 基本的施策

#### （こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
  - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
  - 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
  - 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
  - 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
  - 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
  - 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施

策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進する

こと。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第6条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第7条—第12条）

第4章 子どもの権利の保障の推進（第13条—第19条）

第5章 施策の推進（第20条・第21条）

附則

この地域「まちだ」で望み、目指す

なりたいまちの姿は

「子どもにやさしいまち」

市民や事業者、そして議会や市役所が

考えて、行動して、実現する

「子どもにやさしいまち」

「子どもにやさしいまち」になるために、

子どもたち自身が、

自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること

意見を言い、実行しているまちであること

たとえうまくいかなくても、やり直すことができるまちであること

そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、

それぞれの立場で活動しているまち

そして、何よりもお互いが支えあう

「子どもにやさしいまち」

町田市は、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、

定着し、守られて、かけがえのない大切な存在である子どもが、

人との関わりを通して成長していけるように、

「子どもにやさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益のために、

町田市は、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1）子ども 町田市（以下「市」といいます。）内に居住し、通学し、通勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であるとして市長が認める者をいいます。

（2）保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

（3）施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

第2章 子どもの権利

（生きる権利）

第3条 子どもには、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）命が守られ、尊重されること。

（2）愛情及び理解を持って育まれること。

（3）健康に配慮され、適切な医療を受けられること。

（4）暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害（以下「暴力等」といいます。）を受けず、放置されないこと。

（育つ権利）

第4条 子どもには、健やかかつ豊かに成長するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）安心して休息し、自由に遊び、及び学びたいことを学ぶこと。

（2）様々な芸術、文化及びスポーツに触れ、かつ、親しむこと。

（3）個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分でいることができること。

（4）成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられること。

（守られる権利）

第5条 子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。

（2）成長が阻害される状況から保護されること。

（3）子どもであることその他いかなる理由によっても差別等の不当な扱いを受けないこと。

（4）自分に関する情報を不当に利用されないこと。

（5）障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。

（参加する権利）

第6条 子どもには、自分に関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）自分の意見又は考え（以下「意見等」といいます。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。

（2）自分に必要な知識及び情報を得ることができること。

（3）自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。

### 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

#### (大人の責務)

第7条 大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にすること豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。

#### (保護者の責務)

第8条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であることを自覚し、子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談し、及び支援を求めるものとします。

#### (施設関係者の責務)

第9条 施設関係者は、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、市、保護者及び地域住民と協力して、次に掲げることに取り組まなければなりません。

(1) 施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所をつくること。

(2) 子どもが健康で自立した生活を送るために必要な知識を学ぶことができるように支援を行うこと。

(3) 悩みその他の生活上の困難を乗り越えて豊かな人生を切り拓くことができるように、子どもが持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと。

(4) 子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できるように、適切な助言及び支援を行うこと。

#### (地域住民の責務)

第10条 地域住民は、子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

(1) 子どもがありのままの自分でいることができる場所又は多様な人と触れ合える環境をつくること。

(2) 市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること。

#### (事業者の責務)

第11条 事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

(1) 子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること。

(2) 子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。

(3) その事業活動が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な配慮を行うこと。

#### (市の責務)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を

行わなければなりません。

### 第4章 子どもの権利の保障の推進

#### (子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報・啓発活動を行います。

2 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

#### (権利の侵害からの救済)

第14条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもへの暴力等を防止するために必要な対策を講じるとともに、暴力等の早期発見に努めます。

2 市は、子どもが暴力等を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

3 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、子どもに関わる関係機関と連携し、及び協力し、必要な支援を行います。

#### (有害又は危険な環境からの保護)

第15条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

#### (子どもの居場所づくり)

第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。

3 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

#### (子育て家庭等への支援)

第17条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりを行います。

2 市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、施設関係者及び地域住民と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。

#### (意見表明及び参画の促進)

第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

3 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

(子どもへの情報発信)

第19条 市、施設関係者及び地域住民は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」といいます。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。

## 第5章 施策の推進

(計画の策定及び公表)

第20条 市は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策（以下「子どもに関する施策等」といいます。）について、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

(検証)

第21条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

2 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第3条第3号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。

附 則

この条例は、令和6年5月5日から施行します。



### (3) 町田市子ども憲章

「町田市子ども憲章」は、「青少年健全育成都市宣言30周年記念事業」の一つとして1996年5月に制定されました。当初は、子どもと大人による子ども憲章実行委員会が組織され、大人の委員が考えた案について検討されていました。議論が進むうちに、この案に違和感を覚える子どもの委員の声が大きくなり、子ども自身の意見で案をつくり直し、再検討されました。そうしてできあがった「町田市子ども憲章」は、今も地域活動の中で活かされています。

みんな自分に素直に生き、そしてお互いを認め合うそんな社会へ…  
それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。  
そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、  
まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

#### ● 人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけではいけない。  
－相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくっていきます。

#### ● 自主性の確立

「自分から」。それがいちばん大切なこと。人にやってもらうばかりではだめなんだ。  
いつも楽しくなるように、  
－自分の道は自分で切り開いていきます。

#### ● 個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違ってこわくない。当たり前のことなんだ。だから、  
－それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

#### ● 命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。だから、  
－みんなが助け合って生きていきます。

#### ● 学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。だから、  
－ものごとに前向きに取り組んでいきます。

#### ● 友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。  
いつも気持ちがわかり合える、そんな仲間。だから、  
－仲間を大切に続けます。

#### ● 夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、  
－自分の夢を持ち続けます。

## 2 町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026（第三期障害児福祉計画）【抜粋】



### 行動計画の概要

#### ● 行動計画策定の経緯

町田市では、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、2018年3月に「町田市子ども発達支援計画2018年度～2020年度」を策定し、当計画を「児童福祉法」で策定が求められた「障害児福祉計画」として位置付けました。

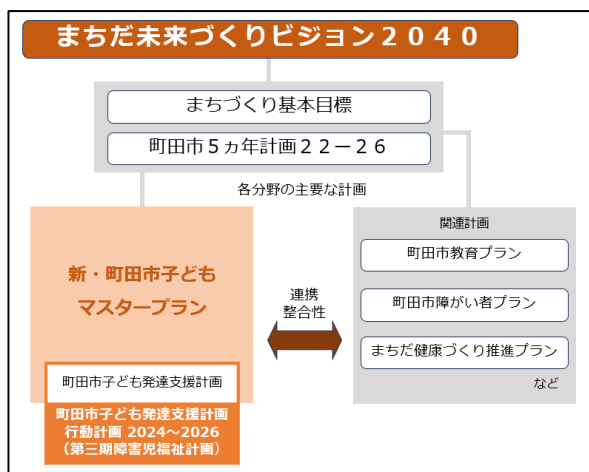
その後、障がい児施策と子ども・子育て施策を一元的に進めるため、「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」に「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念を取込み、2021年3月には具体的な行動内容を示した「町田市子ども発達支援計画行動計画2021～2023（第二期障害児福祉計画）」を策定しました。

#### ● 「子ども発達支援計画行動計画2024～2026」の策定目的と計画の位置づけと計画期間

今回、障がい児支援体制の充実と、障がいの有無にかかわらず子どもの権利が保障されるまちなの実現を目指し、具体的な「取組内容」「指標」「目標値」等を示す「子ども発達支援計画行動計画2024～2026（第三期障害児福祉計画）」を策定いたしました。

本行動計画の期間は、2024年度から2026年度までの3年間となります。

#### ■ 計画の位置づけ



#### ■ 計画の期間

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
町田市子どもマスタープラン	新・町田市子どもマスタープラン (2015～2024)							(仮称) 町田市子ども マスタープラン25-34		
	第一期子ども・ 子育て支援事業 計画		第二期子ども・子育て支援事業計画			第三期子ども・子育て 支援事業計画				
町田市子ども 発達支援計画	町田市子ども 発達支援計画 (2018年度～ 2020年度) (第一期障害児 福祉計画)		町田市子ども発達支援計画				(仮称) 町田市子ども 発達支援計画			
				町田市子ども発達支援計画 行動計画 2021～2023 (第二期障害児福祉計画)		町田市子ども発達支援計画 行動計画 2024～2026 (第三期障害児福祉計画)				

# 行動計画の考え方

## 施策の体系

障がい児施策と子ども・子育て施策を一元的に進めるため、「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」における「基本理念」「基本目標」「目指す姿」は、「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」※と同一にしています。

※「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」（=現行計画）は2024年度まで。2025年度からは、「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」（=次期計画）となる予定。

### [ 基本理念 ]

子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す



### 【基本理念】

子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す

### 【基本目標】

I  
子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

II  
子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

III  
子どもが地域の中で大切にされている

### 【目指す姿】

1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している

2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している

1 子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている

2 子育てと仕事の両立ができている

3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている

1 子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている

2 みんなが安全・安心に子育てをしている

「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」では、2023年12月に制定された「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）」で掲げた4つの子どもの権利の考え方を心がけながら、基本施策を推進していきます。

安全安心な環境で不安なく、子どもが生きていく権利です。命が守られるだけでなく、愛情をもって大切にされ、育まれることも含まれます。

**生きる権利**

**育つ権利**

子どもが心も体も健やかに、色々な経験をしながら、自分らしく成長するための権利です。悩んだときには相談することもできます。

大切な子どもの権利が侵害されないように守ってもらえる権利です。子どもが自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられることも含まれます。

**守られる権利**

**参加する権利**

子どもが、社会の一員として、自分に関わることについての意見を表明する権利です。表明された意見は尊重される必要があります。

### 【基本施策】

I-1-(1) 豊かな人間性・社会性を育む活動への参加の支援と場の確保

I-2-(1) 子どもが自分らしく育つための、特徴や状況に応じた療育の充実

I-2-(2) 一人ひとりのニーズに合わせて学ぶことができる教育環境の充実

I-2-(3) 子どもの成長に応じた切れ目のない支援を受けられることができる連携体制の充実

I-2-(4) 適切かつ質の高い支援を受けられるよう、支援の質の向上を図る

II-1-(1) 子どもの育ちや子育ての状況に応じて気軽に相談できる体制の充実

II-1-(2) 「子どもと向き合った、自分らしい」子育てへの理解と支援

II-2-(1) 子どもとその家族が必要とする支援を受けられるサービス提供体制の充実

II-3-(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児とその家族が必要な支援を受けられる体制の充実

II-3-(2) 子どもが健やかに育つことができる安全安心な家庭環境の確保

III-1-(1) 子どもと地域のつながりを広げるための参加支援と場の確保

III-2-(1) 子どもが安全安心に暮らしていくための障がい等に関する理解の促進と環境整備

## 行動計画の各基本目標における取組

### 基本目標Ⅰ：子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

#### <現状・課題>

- ・発達に支援が必要な子どもや医療的ケアが必要な子どもの数は増加傾向にあるため、支援・サービスの提供体制を充実することが求められています。
- ・支援・サービスに関する情報発信や周知方法に課題があります。

#### <取組の方針>

- ・子ども一人ひとりの発達段階や生活状況に応じた支援・サービスの提供体制を充実・強化します。

#### <主な取組>

- ・障がい児スポーツ教室  
内容：小学生以上の障がいのある人を対象に、体を動かすきっかけとして、体育館やプールで年間36回程度開催します。
- ・子ども発達センターの児童発達支援週1日通園（併行通園）  
内容：地域の保育園・幼稚園等に通園している子どもを対象に、遊びなどを通じて自信や意欲を育て、子ども自身にとって集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。
- ・事業所ガイドブック  
内容：市内にある児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を紹介するガイドブックを作成・配布するとともにまちだ子育てサイトで公開します。
- ・療育実地研修  
内容：子どもが通う施設の職員の発達障がい等に関する知識を高めるため、保育園・幼稚園等の職員を対象に、子ども発達センターで行う療育を体験する研修を行います。
- ・特別支援教育巡回相談員等による支援  
内容：学校からの要請に応じ、特別支援教育巡回相談員、専門家チーム専門員、特別支援教育専任相談員が学校を訪問し、特別な支援や配慮を要する児童生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。

## 基本目標Ⅱ：子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

### <現状・課題>

- ・発達に支援が必要な子どもとその家族は、子ども発達センターだけではなく多様な機関からも相談につながっています。また、子どもの成長に合わせた発達支援・相談対応を行うためには、教育・保育施設と様々な専門機関との連携が不可欠であり、これまで以上に関係機関の情報共有・連携が求められます。

### <取組の方針>

- ・関係機関の情報共有や連携強化により、発達に支援が必要な子どもとその家族が安心して相談することができる体制を充実します。

### <主な取組>

- ・地域子育て相談センター  
内容：マイ保育園(子育てひろば)等を通じて、発達に支援が必要な子どもの子育てについて、専門機関である子ども発達センターと連携した子育て支援体制の充実を図ります。
- ・療育記録ノート  
内容：入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。
- ・保育園等での医療的ケア児の受け入れ  
内容：「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児を保育園等に受け入れます。
- ・重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト  
内容：地域で生活する医療的ケアの必要な重症心身障がい児(者)や医療的ケア児の居宅に看護師を派遣し、その家族が行っている医療的ケア等を代替えることで、その家族に一時的な休養を提供する事業を行います。

## 基本目標Ⅲ：子どもが地域の中で大切にされている

### <現状・課題>

- ・新型コロナウイルス流行により子どもの外出機会は減少しましたが、感染症法上の位置づけ変更などを踏まえ地域の活動等への参加を促していくことが大切です。
- ・子どもの外出や社会参加に、大半の保護者が不安を感じています。子どもの積極的な社会参加には、地域の中でも「分け隔てなく接してくれる大人」が特に不可欠であり、地域で子どもたちと接する「大人」に対し、障がい等に関する理解促進を図ることが大切です。

### <取組の方針>

- ・障がいの有無にかかわらず、子どもたちが地域でともに過ごし、学び、成長できる地域社会の実現のために、障がい等に関する理解促進を図っていきます。

### <主な取組>

- ・交流及び共同学習の推進  
内容：通常の学級と特別支援学級との交流を図ります。特別支援学級未設置校についても都立特別支援学校と連携し交流を図ります。
- ・地域参加支援  
内容：子ども発達センターの親子通園の活動の中で地域子育て相談センター等の地域の遊びの場に行くことで、外出のきっかけづくりや遊びの提供を支援します。
- ・子ども発達センターの保育所等訪問支援  
内容：専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に訪問し、子ども自身にとって集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。
- ・地域公開講座  
内容：地域住民に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。
- ・高校生療育体験ボランティア  
内容：町田市内に在住する、もしくは町田市内の高校に在籍する高校生を対象に、子ども発達センターの療育を体験する「高校生療育体験ボランティア」を実施します。
- ・バリアフリー基本構想に基づく地区ごとのバリアフリー化の推進  
内容：だれもが安心して移動や施設等の利用ができる環境の整備促進を図るため、市内10地区のバリアフリー基本構想における特定事業の進捗管理を行います。

### 3 学童保育クラブの方針



#### (1) 町田市学童保育クラブ基本方針25-29

##### 1 策定の背景と目的

町田市の学童保育クラブでは2020年度からの5年間の取組の方向性を示す「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」を基に、質の向上に取り組んできました。しかし、この5年間で、社会環境の変化や学童保育クラブを取り巻く環境は著しく変化しており、学童保育クラブに対するニーズも多様化しています。

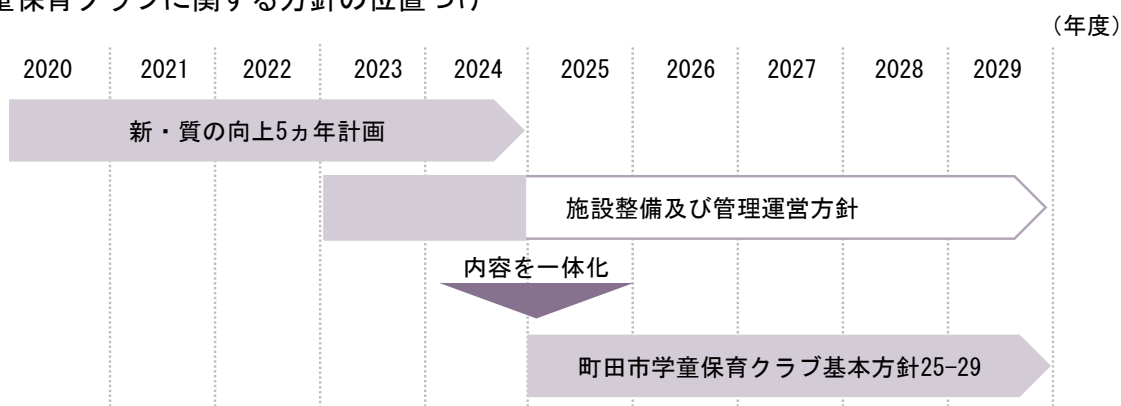
2021年度には「町田市新たな学校づくり推進計画」（以下、「推進計画」という。）に基づき小学校の統合・建て替えが示されました。

また、本推進計画を受けて2023年度には、将来を見据えた施設整備や保育サービスなどに関する基本的な考え方をまとめた「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」を策定しました。

これらの経緯を踏まえ、「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」及び「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」の内容を一体化するとともに、学童保育クラブのあるべき姿と2025年度から取り組むべき施策の方向性を示すものとして、「町田市学童保育クラブ基本方針25-29」を策定します。

なお、本方針にひもづく主な取組のなかで、年次設定が可能かつ進捗管理が必要なものについては、「町田市子どもマスタープラン25-34」に位置づけることとします。

##### ■学童保育クラブに関する方針の位置づけ



## 2 国や都の動向や町田市の現状・調査

### (1) 国の動向

#### ● 「放課後児童クラブ運営指針」の改定

学童保育クラブについて、遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省は2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。2025年1月には、こども家庭庁から「こども基本法」や「こどもの居場所づくりに関する指針」などを踏まえ、子どもの意見の尊重・反映や、性被害防止のための取組、児童間での性暴力への対応などを盛り込む改定がありました。

#### ■放課後児童クラブ運営指針の主な内容

##### ① 職員体制

支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

##### ② 子ども集団の規模（支援の単位※<sup>14</sup>）

1つの支援の単位を構成する子どもの数は、おおむね40人以下とする。

##### ③ 施設

遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（いわゆる「専用区画」）を設け、専用区画は開所時間を通じて専ら学童保育クラブ事業の用に供するものでなければならない。

また、専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65平方メートル以上を確保することが求められる。

##### ④ 開所時間及び開所日

開所時間：学校休業日は1日につき8時間以上、学校登校日は1日につき3時間以上を原則とする。

開所する日数：1年につき250日以上を原則とする。

#### ● 「放課後児童対策パッケージ」の策定

こども家庭庁と文部科学省は、「新・放課後子ども総合プラン」の理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、2024年度に「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめました。放課後児童クラブの受け皿整備として、学校施設内外問わず活用する場を求めていくことや、「こども未来戦略」（2023年12月閣議決定）に盛り込まれた常勤職員配置の改善に取り組むことが掲げられています。

※14 子どもに対する育成支援を一体的に行う集団規模。

また、2024年12月には、待機児童の増加が認められることから、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対応策を整理した「放課後児童対策パッケージ2025」が策定され、年度前半及び夏季休業期間の開所支援のあり方を検討することや、小学校新1年生の待機解消を重点的に推進することが記載されました。

## (2) 都の動向

東京都福祉局は、2024年7月から「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会」を設置し、学童クラブ事業における子どもの最善の利益を考慮した育成支援（子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援）の推進や保護者のニーズに応える多様なサービス提供のため、独自の面積や職員配置基準を設ける認証学童クラブ制度を2025年度から創設するための検討を行いました。同年12月に出された議論のとりまとめでは、都独自の運営基準として、国の基準を上回る専用区画の面積や職員配置を確保すること、多様な遊びや体験活動を実施すること、長期休業期間における昼食提供の仕組みを導入することなどを、経過措置を設けて段階的に求めていくことが盛り込まれています。

## (3) 町田市の現状

### ● 「町田市公共施設再編計画」や「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定

町田市では、財政状況が厳しさを増すなかでも必要な公共サービスを維持又は向上させていくため、2018年度に「町田市公共施設再編計画」（以下、「再編計画」という。）を策定しました。再編計画では、学童保育クラブについて「地域の拠点となる学校に複合化・多機能化することで、建物の総量圧縮を図る他、学校施設の活用により多様な活動が可能となり、魅力が向上する。」と示しています。

また、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応し、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるため、2021年度には「町田市新たな学校づくり推進計画」及び「町田市立学校 施設機能別整備方針」を策定しました。これらの計画や方針では、学校施設の建て替え等を行う町田市立学校における放課後活動の拠点づくりの基本理念として、「放課後における児童生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動をすることができる環境」を整備していくことを示し、現在、公設の学童保育クラブ42クラブのうち38クラブを学校施設内に整備している状況を鑑み、学童保育クラブも学校施設の一機能として位置づけています。

### ● まちだの中学校給食センター計画の策定

町田市では「給食センター方式による全員給食」の導入に向け、2021年度に「まちだの中学校給食センター計画」を策定しました。本計画では、給食センターが目指していく姿の一つに「地域とつながりあい新しい価値を生み出しつづける」ことを掲げており、その取組例として、学童保育クラブへの配食を掲げています。

また、2024年12月には、鶴川エリアの中学校給食センターが開所しました。

(4) 新たな学校づくりなどに関連した調査（抜粋）

学童保育クラブに対するニーズ把握のためのアンケート 2022年度実施	
<p><b>【調査対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者（保護者・児童）、保育所を利用する保護者</li> <li>運営事業者</li> </ul>	<p>○通学する小学校区の学童保育クラブに通うことについて 「今のままでよい」が85%、「他の小学校区の学童保育クラブも通えた方がいい」が9%</p> <p>○学校夏季休業中の昼食について 「昼食（仕出し弁当を含む）を提供してほしい」が72%、「今のままでよい」が21%</p>
行き帰りの安全対策に関する実地調査 2022年度実施	
<p><b>【調査概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな通学路指定を想定した道路状況の確認</li> <li>クラブにおける児童の降所時間・方法調査</li> </ul>	<p>○帰りの時間が17時以降の場合、保護者のお迎えが多い傾向のクラブはおおよそ90%、駐車スペース設置の要望を受けているクラブはおおよそ80%</p> <p>○実地調査を行った統合を進めている5地区においては、調査当日に18時以降に一人帰りをする児童の姿はほとんど見られない</p>
他市の保育サービス状況調査 2023年度実施	
<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩26市、相模原市（夏休み期間中における昼食提供、行き帰りの安全対策など）</li> </ul>	<p>○帰りの安全対策として、調査対象の27市中9市において、シルバー人材センターや地域のボランティア人材による見守り、児童の集団での下校などを実施</p> <p>○昼食提供の実施については、調査対象の27市中6市が「導入済み、又は実施予定」、18市が「実施の予定なし」</p>

第1章 計画の概要  
第2章 計画の基本的な考え方  
第3章 子どもを取り巻く環境  
第4章 施策の展開  
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策  
第6章 計画の推進  
参考資料

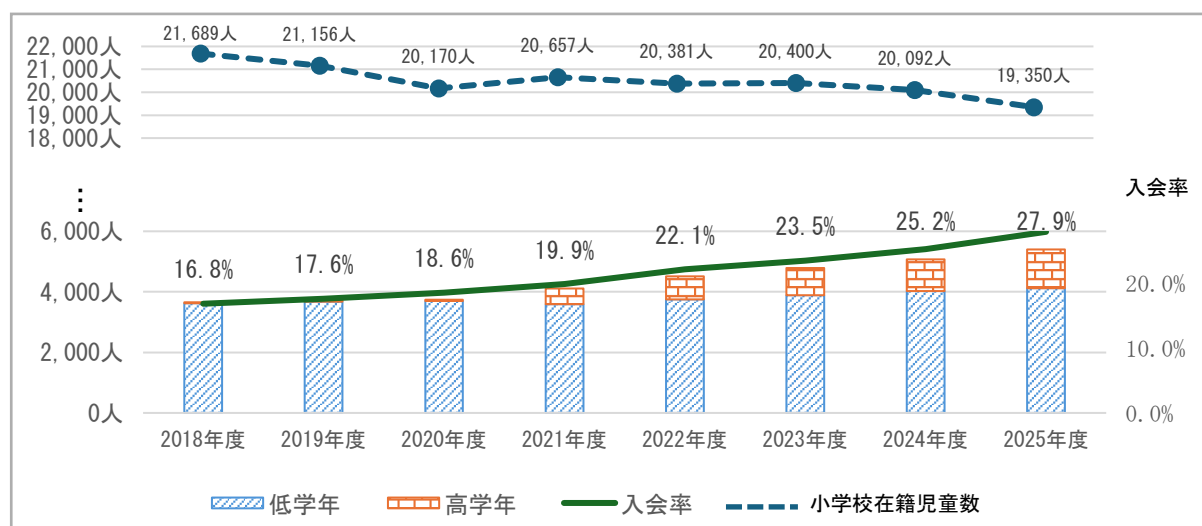
### 3 学童保育クラブを取り巻く課題

#### (1) 入会ニーズの上昇

町田市では、一斉入会受付期間に申請を受け、入会要件を満たしている低学年児童（1～3年生）及び全学年の障がい児については、全員が入会できる制度を実施しています。小学校児童数は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加や女性の就業率の上昇によって、放課後の生活の場として学童保育クラブに対するニーズは高まり、2024年度には入会児童が5,000人を超えました。また、小学校児童数と学童保育クラブ入会児童数から割り出される「学童保育クラブ入会率」も年々上昇傾向にあります。

この結果、2024年4月1日時点の待機児童は0人だったものの、夏季休業期間中は一部の学童保育クラブでは待機児童（空き待ち）が発生しています。

#### ■学童保育クラブ入会児童数と入会率の推移



※2025年度は速報値

#### ● 育成スペースの不足

児童の入会にあたっては、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や市の条例で定める「支援の単位は児童45人を上限とする」「利用者一人につきおおむね1.65平方メートル以上」を遵守するため、小学校の特別教室を借用するなどの方法で、育成スペースの拡張を行っています。

しかし、定員数に応じた面積を確保できているのは、2024年度は14クラブにとどまっています。また、入会児童数の増加に合わせて学校内で教室の借用を進めた結果、近年育成スペースを1か所に集約できず、分散・点在しているクラブが発生しています。

## ■学童保育クラブの育成スペースの位置

(単位：クラブ数)

	2024年度	2025年度
1か所で保育	22	19
2か所で保育	17	19
3か所で保育	3	4

### ● 高学年児童の増加

2015年の児童福祉法の改正や昨今の保育ニーズの動向を踏まえて、2021年4月から高学年児童の受入れを開始したことから、入会児童数における高学年児童（4～6年生）の比率は年々高まっています（P163グラフのとおり）。このことから、学童保育クラブが6年生まで入会できる場所であるという認識が浸透しつつあることが伺えます。

これにあわせて、年齢、性別、発達などに応じた育成環境の更なる整備が必要となっています。

### ● 特別な配慮が必要な児童の増加

学童保育クラブ入会児童において、障害者手帳を所持している、特別支援学級に在籍している児童などの割合が高まっており、支援員を追加配置する対象となる児童数は、2024年度には84人となっています。また、医療的ケアが必要な児童の受入れも行っています。

児童同士が生活を通じて共に成長できるよう、インクルーシブな支援が求められています。

### (2) 老朽化する施設や設備

町田市では1963年に2か所で公設の学童保育クラブを開設して以降、学童保育クラブの整備を進めましたが、施設の老朽化や設備の経年劣化が課題となっています。

屋根や床、外壁、窓わく等の破損や、ガスや水道、電気など配管設備等の老朽化は、機能面だけでなく、保育の安全性の低下にもつながるため、計画的な修繕が必要です。

また、近年の気候変動による猛暑対策として、空調設備の緊急的な修繕も増加しています。

### (3) 放課後児童支援員の人材不足

学童保育クラブの運営事業者からは放課後児童支援員の人材不足が、運営上の課題としてあげられています。安定的な運営のためには、放課後児童支援員の更なる人材の確保や定着のための処遇改善などの取組が必要です。

### (4) 受益者負担の適正化

町田市の学童保育クラブの育成料は、市の条例において月額料金を9,000円と定めています。この額は、2024年度時点では多摩26市において一番高い金額です。一方で、所得等に

応じた減額・免除制度は細やかな設定をしており、市民税均等割のみ課税世帯の育成料である月額料金3,000円は、多摩26市の中で3番目に安い金額となっています。

2024年度には、町田市子ども・子育て会議のワーキングチームとして「育成料のあり方検討部会」を設置し、現状を踏まえた学童保育クラブの育成料について検討を行った結果、受益者負担割合が、町田市の適正值である50%に近づいていることなどから、育成料は改定せず現状維持とすることとしました。今後も受益者負担割合の適正化を考慮し、育成料の見直しを行います。

#### (5) 管理・運営体制への指摘

学童保育クラブの管理・運営については、2003年6月に地方自治法の一部改正により指定管理者制度が創設され、町田市においても2004年から導入を開始しました。指定管理者制度とは、利用者サービス向上のため、専門的なノウハウがある民間事業者に委託する仕組みです。2025年4月時点では、直営の1クラブを除く41クラブにおいて指定管理者制度により管理・運営が行われています。

しかし、学童保育クラブの指定管理者選定の2期目以降は、前指定期間の管理者であった法人のみが応募する状態が継続しており、競争性が発揮されていないことから、2021年度の包括外部監査においては、応募資格の拡大などの意見を受けています。

#### (6) 学校統合に伴う対応

「推進計画」に基づく新しい学校施設環境の整備として、2025年度から、小学校の統合や建て替えが開始されるため、学童保育クラブも同様のタイミングで、育成スペースの再整備や新たな施策の展開を行う必要があります。

#### ● 育成環境やイベントプログラムの充実

新たな学校づくりを契機として、町田市における人口の推移や将来推計を見据えた育成スペースや、職員配置を強化することが求められています。

また、保護者の声を踏まえた多様なサービスとして、長期休業期間における昼食提供の仕組みや放課後子ども教室「まちとも」（以下、「まちとも」という。）事業や放課後活動等と連携した遊びや体験のプログラムを充実することの検討が必要です。

#### ● 通学路の負担軽減

学童保育クラブの行き帰りについては、学校の登下校と同様に、児童が一人で徒歩により通所することを基本的な考え方としています。「推進計画」に基づく通学区域の見直しによって、区域が広がり、通学時間が長くなる児童がいることから、その負担軽減が課題となっています。「推進計画」では、通学時間の許容範囲を「おおむね30分程度を目安」とし、通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね2km程度を目安」としていることを踏まえつつ、学童保育クラブからの降所に

については、時間帯によっては通学路の視認性が悪いことから、独自の安全対策が求められています。

## 4 方針の構成・体系

本方針は、下記の要素から構成するものとします。

- 「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」（2020年度～2024年度を対象）から引き継ぐ方向性
- 「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」（2023年度～2029年度を対象）から引き継ぐ施策の方向性
- 近年新たに加わった、国の児童福祉分野の動き、市の現状や学童保育クラブの課題を踏まえた方向性

これらの要素を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」で示される以下の「放課後児童健全育成事業の役割」に対応する形で、基本方針Ⅰ～Ⅲを示します。

### ■ 放課後児童健全育成事業の役割

- ① 児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。
- ② 児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。
- ③ 学校や「まちとも」などと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

## 5 方針の対象期間

本方針の対象期間は、2025年度から2029年度までの5年間とし、子どもに関する総合計画「町田市子どもマスタープラン25-34」と整合性を図ります。

なお、社会情勢や国・都の動向等によって、修正の必要が生じた際には、適宜対応します。

# ■ 方針の体系

## 放課後児童健全育成事業の役割

① 児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもたちの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。

② 児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもたちの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。

③ 学校や「まちとも」などと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

## 学童保育クラブを取り巻く課題

- ・ 入会ニーズの上昇
- ・ 育成スペースの不足
- ・ 高学年児童の増加
- ・ 特別な配慮が必要な子どもの増加
- ・ 老朽化する施設や設備
- ・ 放課後児童支援員の人材不足
- ・ 受益者負担の適正化
- ・ 管理・運営体制への指摘
- ・ 学校統合に伴う対応
- ・ 育成環境やイベントプログラムの充実
- ・ 通学路の負担軽減

## 基本方針

### I 居心地の良い施設環境の整備

- 1 適切な育成スペースの確保
- 2 施設の整備や機能の充実
- 3 施設や設備の計画的な修繕
- 4 学校統合に対応した環境整備

### II 保育の質の向上

- 1 放課後児童支援員の確保
- 2 放課後児童支援員の資質向上
- 3 巡回アドバイザー制度の実施
- 4 育成料の見直し
- 5 管理・運営方法の弾力化

### III 多様なサービスの推進

- 1 「まちとも」との一体的な運営
- 2 多様なプログラムとの連携
- 3 長期休業期間の昼食提供の実施
- 4 行き帰りの安全対策の実施
- 5 入室管理システムの導入

## 6 【基本方針Ⅰ】 居心地の良い施設環境の整備

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を踏まえて、育成スペースは「児童1人につき

1. 65平方メートル以上」を確保します。また、「1つの支援の単位を構成する児童の人数は45人を上限」とします。

子どもたちが、居心地のよい施設で、のびのびと過ごすことができるよう、入会ニーズに対応した育成スペースの確保や新校舎建設に合わせた学童保育クラブの整備とともに、既存スペースの狭あい化解消や老朽化対策を実施します。また、子どもの人権への配慮や社会環境の変化に応じた、学齢期の児童にとって居心地のよい環境づくりを行います。

### 1 適切な育成スペースの確保

現在の入会制度のもと、既存の育成スペースでは狭あい化してしまう場合は、特別教室の借用等、学校施設の利用を前提に進めます。しかし、小学校の余裕教室の利用が見込めない場合は、周辺の公共施設及び民間施設の活用を検討します。それでも適したスペースが見つからない場合は増築を検討します。

育成スペースについては、児童の利用が見込まれない時間帯や将来的な入会児童数の減少を見据え、専有スペースだけでなく、主に高学年児童のスペースとして一時的なタイムシェアも活用します。

また、市の実情を考慮しつつ国や東京都の施策に連動し、求められる基準や要件を満たす育成スペースを確保できるよう努めます。

### 2 施設の整備や機能の充実

#### 子どもマスタープラン

高学年児童の受入れ環境の整備や、障がい等がある子どものインクルージョンの推進のため、男女別のトイレや更衣室といったプライバシーが保護された空間づくりや、クーリング機能（児童の気持ちを落ち着かせるスペース）の整備を進めます。

### 3 施設や設備の計画的な修繕

施設の老朽化については、これまで「築年数が20年以上を経過している」ことを定義とし、老朽化対策を行ってきました。今後はそれぞれの構造による耐用年数、「推進計画」に基づく統合までの使用期間や老朽化の状況に応じて、修繕の内容を精査して行います。

空気調和設備については、使用期間が「耐用年数（15年）を経過している」ことを定義とし更新を行ってきました。今後は、機器の稼働状況や推進計画に基づく学校統合までの使用期間を踏まえて対象設備を決定し、計画的に進めます。

また、トイレ・手洗いといった衛生設備についても計画的に整備・修繕をすることで、適切な育成環境の確保に努めます。

#### 4 学校統合に対応した環境整備

「推進計画」によって学校が統合する場合でも、1つの小学校区に1つの学童保育クラブを整備します。新校舎に学童保育クラブを整備する際には、安全管理のリスクを低減するため、学校施設内に複合化し、かつ屋外遊びがしやすい低層階へ設置します。

また、学校施設活用区画（棟）に複合化された施設や「まちとも」事業との連携のためのゾーニングを図ります。

なお、新たに整備する学童保育クラブの名称は、新たな学校名に合わせることを原則とします。

## 7 【基本方針Ⅱ】 保育の質の向上

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、「支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（そのうち1人は補助員に変えることができる）」を遵守します。

また、児童それぞれの発達や特性に寄り添った支援を行えるよう、放課後児童支援員の人材確保や育成、運営ノウハウの共有に取り組みます。あわせて、学童保育クラブを取り巻く環境変化に弾力的に対応できるような、制度の見直しや組織づくりを行います。

### 1 放課後児童支援員の確保

放課後児童支援員とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定され、学童保育クラブに配置することが定められている職員のことをいいます。都道府県等が主催する放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たし、研修を修了することで、有資格者となることができます。

町田市では放課後児童支援員確保のため、この基準に規定する基礎資格（保育士、社会福祉士等）や、一定の実務経験を有する者のうち、放課後児童支援員認定資格研修を2年以内に修了することを予定している者を放課後児童支援員としてみなす規定を設けます。

また、放課後児童支援員の安定的、継続的な関わりを促進するため、国の「こども未来戦略『加速化プラン』」を踏まえ、常勤の放課後児童支援員の複数配置を進めます。

## 2 放課後児童支援員の資質向上

### 子どもマスタープラン

学童保育クラブ運営のなかで、放課後児童支援員は、関係機関と連携しながら子どもに適切な保育を実施するなど、重要な役割を果たします。「町田市学童保育クラブ研修実施方針」※15に沿って放課後児童支援員向けの「町田市放課後児童支援員資質向上研修」を実施し、放課後児童支援員の資質向上を図ります。

## 3 巡回アドバイザー制度の実施

### 子どもマスタープラン

子どもの安全の確保を図り、また子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの自主性・社会性のより一層の向上を図るため、学童保育クラブ巡回アドバイザー制度を実施します。学童保育クラブ巡回アドバイザーは、市内の学童保育クラブを巡回し、事故やけがの防止、防犯・防災対策など、子どもの安全管理体制に対する助言や、子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイス・指導等を実施していきます。

## 4 育成料の見直し

2024年度には、子ども・子育て会議の中であり方見直し検討部会を設置し、その金額や減免制度について審議を行った結果、現行の育成料を維持することとなりました。

引き続き、育成料については、市が定める「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、施設の充実や管理・運営方法の最適化を目指すことで利用者に対するサービスの向上を実現するとともに、施設利用に伴う受益者負担について、市民間の公平性の観点から、引き続き適正な育成料を設定できるよう定期的な見直しを行います。

## 5 管理・運営方法の弾力化

### ①施設の運営について

運営については、学童保育クラブは民間の能力を活用しつつ、事業の継続性や安定供給を図るため、今後実施される小学校の新校舎建設がいずれの手法であっても、以下の3つの観点を踏まえて、指定管理者制度の柔軟な活用を基本的な考え方とします。

- 児童や保護者の環境変化に伴う影響を最小限とすること
- 今後の国や都の制度変更にも適切に対応すること
- 競争性を確保することで保育の質の向上を図ること

### ②施設の維持・管理について

新校舎建設をPFI方式で行う地区については、学童保育クラブもPFI方式とします。

※15 P172 参考資料「3（2）町田市学童保育クラブ研修実施方針」参照。

## 8 【基本方針Ⅲ】 多様なサービスの推進

学童保育クラブが、子どもにとって安全で、保護者にとって安心して預けられる場所となるように、また子育て家庭の生活状況の変化に対応するために、多角的なサービスを展開します。

### 1 「まちとも」との一体的な運営

#### 子どもマスタープラン

町田市では、放課後子ども教室運営協議会などを活用して、学童保育クラブと「まちとも」の連携を図っていますが、今後は新たな学校づくりを契機に、「まちとも」と学童保育クラブが連携した新たな運営形態を検討及び導入し、子どもの居場所の更なる充実を図ります。

### 2 多様なプログラムとの連携

保育時間中に多様な体験活動に参加できるように、学童保育クラブで実施するプログラムに加え、「まちとも」や学校施設活用区画（棟）等で実施するプログラムとの連携を図ります。

### 3 長期休業期間の昼食提供の実施

中学校給食センターの整備を契機とした配食サービスの事業化を進めます。学童保育クラブへの配送手法、搬入経路、発注方法を検討し、2025年度の夏休みに鶴川エリアの中学校給食センターから昼食を提供する実証実験を行います。この実証実験を踏まえ、本格導入に向けて、配送可能なクラブの選定や実施期間の拡大などを検討します。

### 4 行き帰りの安全対策の実施

新たに学童保育クラブを整備する際は、主に下記のような安全対策を講じます。

- 保護者のお迎えが増えることを想定し、学校内に駐車・駐輪スペースを確保します。
- 駐車スペース周辺等で児童の見守り人員を配置します。
- 夏季と冬季の日没前後の時間帯で、視認性が悪い箇所がないかの点検を行うほか、児童への交通安全指導を実施します。

### 5 入退室管理システムの導入

#### 子どもマスタープラン

2025年度に実施する指定管理者の選定から順次、児童の入退室情報や日々の様子を、保護者にリアルタイムで通知する入退室管理システムを活用することを規定します。これによって、すべてのクラブに順次、入退室管理システムを導入し、学童保育クラブの安心・安全な環境を整えます。

## (2) 町田市学童保育クラブ研修実施方針

### 1 策定の背景と趣旨

#### (1) 子ども・子育て支援新制度の施行

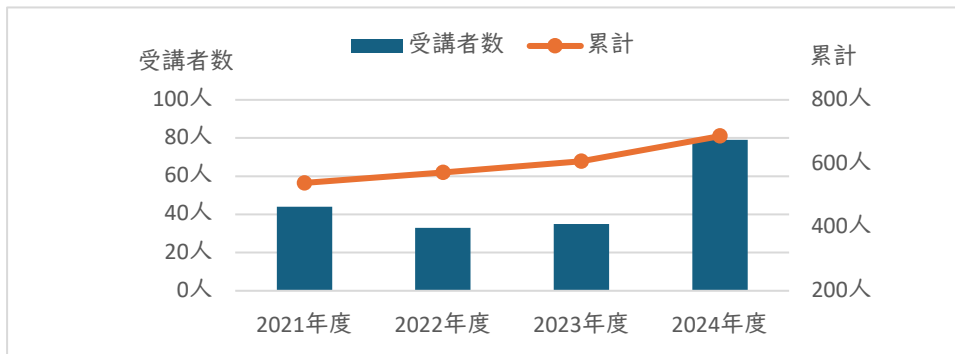
2015年4月に子ども・子育て支援新制度が開始したことにより、学童保育クラブの最低基準を市が独自に条例で定めることが義務付けられました。また、都道府県には「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童支援員として基本的な生活習慣の修得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技術を習得し、有資格者となるための認定資格研修の実施が義務化されました。

認定資格研修の開始を契機に、認定資格研修を軸に据えた研修体系の構築が必要となりました。

#### <放課後児童支援員認定資格研修の受講状況>

2015年4月から放課後児童支援員認定資格研修がスタートし、町田市内においても認定資格研修の受講が積極的に行われています。2024年度終了時点では、約686人が放課後児童支援員認定資格研修を修了する予定となっています。

#### ■放課後児童支援員認定資格研修の受講者数の推移



また、町田市では、都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修に加えて、市主催研修や、各運営法人・クラブが主催する研修等があります。

#### (2) 放課後児童クラブ運営指針の策定

2015年4月から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて、学童保育クラブが運営されることとなりました。運営の多様性を踏まえつつ、学童保育クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性と継続性の確保を図っていく必要性があることから、「放課後児童クラブ運営指針」が策定されました。これは、国として学童保育クラブに関する運営及び設備についての具体的な内容を定めるものであり、学童保育クラブの一定以上の水準の質

の確保及びその向上を求める内容で、放課後児童支援員の役割も明確化されました。放課後児童支援員の資質向上を図るときには、「放課後児童クラブ運営指針」に沿った人材の育成が求められています。

＜町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準＞

第8条 事業者の職員は常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

2 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(3) 学童保育クラブ支援員<sup>※16</sup>（以下、「支援員」という。）の人材不足

学童保育クラブの人材確保のため、キャリアアップ処遇改善事業など様々な処遇改善を行ってきましたが、いまだ人材不足が課題となっています。

## 2 方針の位置づけと目的

(1) 方針の位置づけ

本方針は子ども施策の総合計画や学童保育クラブ施策の方針と密接に関連し、研修を充実させることで支援員の資質向上を図り、学童保育クラブサービスの質の向上につなげます。

(2) 方針の期間

研修アンケートや利用者（保護者）満足度調査の結果を鑑み、見直しの必要性が高まった際は、本方針の見直しを行います。

(3) 方針の目的

本方針に沿った研修を実施し、支援員の資質向上に取り組み、放課後児童健全育成事業の目的である「児童の健全な育成」「児童の事故防止」「適切な施設管理」を効率的・効果的に達成します。

(4) 方針の策定体制

2018年度に市と運営法人によって「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」を設置し、「町田市学童保育クラブ研修基本方針」を策定しました。2024年度の「町田市学童保育クラブ基本方針25-29」の策定に合わせて、名称を「町田市学童保育クラブ研修実施方針」としました。

※16 本方針では、放課後児童支援員認定資格研修の受講状況、勤務形態、雇用形態は問わず、町田市内の学童保育クラブで働くすべての職員のこと。

### 3 目指す職員像

#### (1) 目指す職員像の設定

目指す職員像を次のとおり設定しました。

【「子どもたちの最善の利益」のため、その健全な育成を支援できる職員】

#### (2) 目指す職員像に近づくために重要な能力

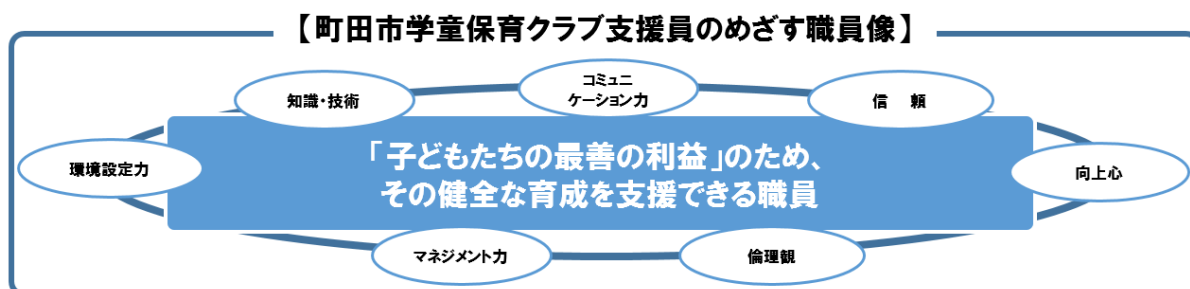
目指す職員像に近づくための最も重要な要素として、『育成支援能力』を位置づけます。

また、目指す職員像となるために、支援員としてそなえるべき資質や態度として、以下の7項目を設定します。

マネジメント力	知識・技術	コミュニケーション力	環境設定力	向上心	倫理観	信頼
<ul style="list-style-type: none"> <li>リーダーシップ</li> <li>フォローアップ</li> <li>チームビルディング</li> <li>組織マネジメント</li> <li>人材育成</li> <li>経営志向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発達</li> <li>子どもの権利擁護、人権の尊重</li> <li>育成支援の内容理解</li> <li>障がいのある子ども及び特別な配慮を必要とする子どもの理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に対するコミュニケーション力</li> <li>学校・地域との連携</li> <li>保護者・家庭との連携</li> <li>クラブ内職員の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育成支援に必要な環境設定力・環境づくり</li> <li>安全管理</li> <li>防火・防災・防犯管理</li> <li>リスクマネジメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修についての理解、積極的な受講</li> <li>自己研鑽・自己啓発の理解、積極的な実施</li> <li>チャレンジ精神</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護</li> <li>プライバシーの保護</li> <li>運営内容、運営規定の理解</li> <li>規律性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童からの信頼</li> <li>学校・地域からの信頼</li> <li>保護者・家庭からの信頼</li> </ul>

#### (3) 目指す職員像について（まとめ）

上述のとおり、メインとなる『育成支援能力』と周辺能力である『そなえるべき資質・態度』を合わせて町田市学童保育クラブ支援員の目指す職員像として決定し、町田市内の支援員の共通の目標とします。このように、支援員の目標を明確化することで、支援員が研修内容の選択や自身の長所・弱点を把握・整理することが可能となり、効率的な知識・技術の修得につながります。



(4) 職員の階層別にそなえるべき資質・態度

そなえるべき資質や態度は各階層によって異なります。それぞれの階層・役割に沿った研修や自己研鑽を重ね、目指す職員像に向けて資質向上を図ります。

		初任者 (0-3年目)	中堅者 (3年以上)	リーダー (施設長) (5年以上)	
<b>育成支援能力</b>	学童保育クラブ支援員の基礎となる能力				
	育成支援	育成支援能力	育成支援能力	育成支援能力	
<b>能力</b>	<b>マネジメント力</b>	クラブの円滑な運営のため、統率力を発揮しながら組織のマネジメントを行うこと。 また、組織の力を最大限発揮するための人材育成を行うこと。			
		組織	組織支援力	組織管理力	組織統率力
		人材育成	同僚支援力	指導・育成力	人材育成力
	<b>知識・技術</b>	児童の健全な育成を支援するための基本的知識・技能から後輩支援員を指導できるまでの知識や技術を身につけていること。			
		知識	業務知識	専門知識	専門知識
		技術	技術	専門技術	専門技術
	<b>コミュニケーション力</b>	児童や同僚などと良好な関係を築くために情報共有に努め、業務を進めるための折衝を適宜行うこと。組織の一員として協力・強調し、関係者と調整しながら業務を推進していく姿勢をもつこと。			
		コミュニケーション	コミュニケーション力	コミュニケーション力	コミュニケーション力
		情報伝達・折衝	伝達力	伝達力	折衝調整力
		チームワーク	チームワーク	チームワーク	組織チームワーク
<b>環境設定力</b>	児童の健全な育成に必要な環境等を整え、児童が過ごしやすい環境を整えること。また、防災・防犯対策等を行い、適切な施設管理をすること。				
	環境設定力	環境設定支援力	環境設定遂行力	環境設定統率力	
<b>態度</b>	<b>向上心</b>	業務に積極的に取り組み、仕事に対する意欲を高め、自己啓発にも取り組む。			
		向上心	向上心	向上心	向上心
	<b>倫理観</b>	公の施設である学童保育クラブ支援員としての自覚を持ち、ルールや規則を守る意識をもつこと。			
		倫理観	倫理観・規律性	倫理観・規律性	倫理観・規律性
	<b>信頼</b>	学童保育クラブ支援員として、適切に業務を行い、児童や保護者・学校などから信頼を得ること。			
		信頼	信頼 (児童・保護者・同僚)	信頼 (児童・保護者・同僚・学校)	信頼 (すべての関係者)

## 4 研修体系

### (1) 研修対象者の区分

町田市内の支援員の統計を踏まえ、研修対象者を下記のように区分しました。

区分	経験年数（目安）	主な役割
初任者	0～3年	子どもに関する基礎的な知識を身につけ、自身の役割を正確に把握し、先輩支援員や施設長の指示を適切に理解し、育成支援・施設管理業務を行う。
中堅者	3年以上	子どもに関する発展的な知識を身につけ、施設長などの指示を適切に理解し、自身の判断や工夫を加えながら育成支援、施設管理業務を処理する。施設長を補佐し、知識・経験を基に同僚支援員を指導する。
リーダー（施設長）	5年以上	クラブ内の業務を把握し、組織マネジメントを行い、クラブの目標達成に努める。積み上げてきた自身の知識やスキル・経験を活かし職務を効率的に処理する。後輩支援員を指導・育成して能力向上の推進を図る。

### (2) 研修内容の区分

支援員として必要な知識や技術を大項目4つに分け、区分ごとに対象者を絞り研修を実施することで、効率的・効果的に支援員の資質向上を図ります。

区分	項目	主な研修テーマ（例）
区分1	子どもの育成支援に必要な専門的な知識及び技術	(1)子どもの育成支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達の特徴</li> <li>・子どもの権利擁護・人件尊重</li> </ul>
		(2)障がいのある子ども及び特に配慮を必要とする子どもへの対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に配慮を必要とする子どもの理解と育成支援の工夫</li> <li>・家庭の状況の把握と療育支援</li> </ul>
		(3)保護者・家庭との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳の書き方と効果的な活用</li> <li>・保護者とのコミュニケーションの工夫</li> </ul>
区分2	地域・学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校との情報交換等の工夫</li> <li>・まちともとの連携</li> </ul>
区分3	運営管理と職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが落ち着いて過ごせる生活環境</li> <li>・安全管理、衛生管理</li> <li>・個人情報保護</li> </ul>
区分4	チームワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成</li> <li>・職員間のコミュニケーション</li> <li>・組織マネジメント</li> </ul>

### (3) 目指す職員像と研修体系の関連性

研修体系と目指す職員像の関連性は下表のとおりで、研修を行うことで、資質や態度を身につけ、目指す職員像に向けて支援員の資質向上を図ります。

	資質・態度	区分	区分名（メイン）
能力	育成支援能力	区分1(1)(2)(3)	子どもの育成支援に必要な専門的な知識及び技術
	マネジメント力	区分4	チームワーク
	知識・技術	区分1・2・3・4	全般
	コミュニケーション力	区分1(3)	保護者・家庭との連携
		区分2	地域・学校との連携
		区分4	チームワーク
環境設定力	区分3	運営管理と職業倫理	
態度	向上心	区分1・2・3・4	全般
	倫理観	区分3	運営管理と職業倫理
	信頼	区分1・2・3・4	全般

### (4) 研修体系について（まとめ）

研修体系の対象者区分と内容区分について整理してきましたが、実際に研修を実施する際は[対象者区分]－[内容区分]を組合せて研修企画を立案し、対象者に合致した内容の研修をきめ細やかに実施します。研修体系に則った研修を町田市や運営法人が適切な役割分担で実施することで、効果的な研修を実施することができ、効率的な人材育成が可能となります。このように、企画立案・研修を実施していくことで目指す職員像に近づく職員を育成することができます。

町田市の学童保育クラブサービスの質を向上させるためには、人材を確保し、定着させ、資質を向上していくことが必要です。研修体系の対象者区分にもあるように、[初任者（0～3年目）][中堅者（3年以上）][リーダー（施設長）（5年以上）]と初任者からリーダー（施設長）まで長期的な視点で人材を育成することが求められます。

町田市として、キャリアアップ処遇改善事業の実施や、体系に則った研修を実施することで、町田市全体において支援員の確保・定着化・資質向上を図ります。

## 5 研修の役割分担

### (1) 研修に参加させる役割

研修に参加させる役割とは、町田市や運営法人が支援員に対して研修機会を確保することにより、支援員の資質向上を図る役割のことをいいます。

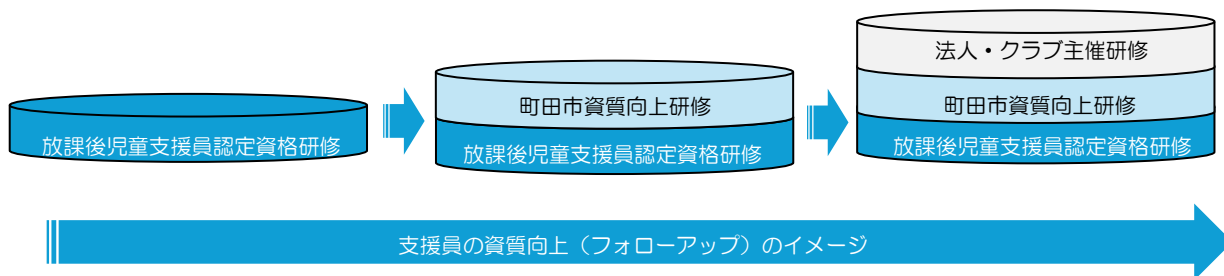
運営法人	町田市
<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の実施（OFF-JTの機会確保）</li> <li>研修参加への支援（情報提供・シフトの調整や経済的支援）</li> <li>自己研鑽・自己啓発への時間的、経済的な支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の実施（OFF-JTの機会確保）</li> <li>直営支援員に対する参加への支援（情報提供・シフトの調整や経済的支援）</li> <li>研修の積極的な情報提供</li> </ul>

### (2) 研修を企画する役割 【研修内容】

運営法人や町田市がどのような内容の研修を実施するか、役割を明確にすることで、町田市内において効率的に支援員の資質向上を図ります。

運営法人	町田市
<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市主催研修、放課後児童支援員認定資格研修を補完し、更なる資質向上を図る研修の実施</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>認定資格研修や町田市主催研修以外にも支援員の資質向上の機会の確保を行うとともに、それぞれの研修で修得できなかった部分・更に知識を深めたい部分をピックアップして行う。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人内で発生している課題に対する研修の実施</li> <li>法人内で実際にある事例を検討する研修の実施</li> <li>法人の理念等を学ぶ研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童支援員認定資格研修受講後のフォローアップ研修（資質向上研修）の実施</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>認定資格研修受講後の支援員に対する研修機会の確保を行うとともに、認定資格研修より詳細・専門的なテーマについて研修を実施し、具体的な知識を身につけていく研修を行う。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な知識や事例・技術等の共有を図ることを目的とした研修の実施</li> <li>町田市全体で発生している課題に対する研修の実施</li> </ul>

### ■ 研修内容の役割イメージ



### (3) 研修を実施する役割 【運営方法】

連携して研修を実施し、相互参加に努めることで、町田市内における支援員の研修機会を拡充することが可能となります。支援員が、受講したい研修に受講できるタイミングで、自由に参加することができれば、強みを伸ばしたり、弱点を補ったりすることが可能となり、適時適切に資質向上を図る体制を構築することができます。

運営法人	町田市
<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市や他法人主催研修の研修計画の状況を見て、日程・テーマ等を検討し、研修を実施するとともに、その研修内容を町田市・他法人と共有し、可能な限り相互参加に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営法人の要望や抱えている課題を踏まえ、研修体系に則った企画を立案する。運営法人が研修計画を策定しやすくするため、早期に研修計画（日程・テーマ・講師）等を法人に周知する。</li> </ul>

### (4) 研修の役割分担（まとめ）

運営法人・町田市は研修機会を確保し、支援員に受講させます。また、東京都が行う「放課後児童支援員認定資格研修」「町田市主催研修」、一部の「法人・クラブ主催研修」は研修内容を補充関係とし、それぞれが連携して、知識・技術の修得を図るような研修を実施し、支援員の資質向上を促進します。

運営法人・クラブ・町田市は可能な限り研修を実施する際も連携し、支援員の相互参加に努め、研修機会の確保・拡充に努めます。

## 6 さいごに

支援員の資質向上の取組は、町田市主催研修（町田市放課後児童支援員資質向上研修）、法人・クラブ主催研修、OJT、自己啓発、キャリアアップ処遇改善事業や執務環境の充実など多岐にわたります。その中で、本方針に基づき、様々な取組を同じ研修体系に則り、役割分担を明確化して実施することで、効率的に支援員の資質向上を図ることができます。支援員が資質向上をすることで、学童保育クラブサービスの質を向上させ、放課後児童健全育成事業の目的である学童の健全な育成等を達成します。

## 4 関連する市の計画



### ■「基本施策」と関連計画

本計画の基本施策から関連計画を整理すると、以下のとおりとなります。

分野		教育	福祉	健康	その他									
基本方針 ※17	基本目標 ※17	基本施策	町田市教育プラン	町田市子ども読書活動推進計画	町田市地域ホッとプラン	町田市障がい者プラン	まちだ健康づくり推進プラン	町田市地域防災計画	その人らしく生きるまちだプラン	一人ひとりが町田市スポーツ推進計画	町田市産業振興計画	町田市環境マスタープラン	町田市都市づくりのマスタープラン	
1	1	1 豊かな学びの推進	○	○								○		
		2 教育・保育の質の向上	○		○									
		3 心身の健やかな成長のための支援	○			○	○			○				
	2	1 子どもの意見表明・参画する機会の確保	○	○	○									
		2 子どもの成長に応じた支援	○											
		3 子どもや若者の社会的自立に向けた支援	○		○	○						○		
	3	1 子どもの権利の普及・啓発	○											
		2 子ども・若者の悩みに対する支援	○					○		○				
		3 子どもの権利侵害の防止と適切な支援	○		○	○								
2	1	1 妊娠期からの子育て支援	○				○							
		2 子育ての相談・支援	○	○	○	○	○		○					
	2	1 保育サービスの充実								○				
		2 男女共同の子育ての推進						○		○		○		
	3	1 子どもの発達に支援が必要な家庭への支援			○	○	○							
2 ひとり親家庭・貧困家庭への支援				○					○			○		
3	1	1 地域住民・事業者との連携	○	○	○		○			○				
		2 地域人材の発掘と育成		○	○		○							
	2	1 体験活動の場や居場所の充実	○		○					○			○	
		2 子どもの安全・安心の確保	○		○	○			○			○	○	

※17 「基本方針」「基本目標」の詳細は、P14・15 第2章「1 計画の体系」参照。

## (1) 教育分野

町田市教育プラン24-28	
計画期間	2024～2028年度
概要	本市の教育を振興することを目的とした5年間の基本的な方針を定め、その実現に向けて取り組むべき施策・重点事業を、本市の現状や社会情勢、国・都の方針などを踏まえて策定、推進する計画
基本的な考え方	<p>【教育目標】自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来</p> <p>【基本方針】①未来を切り拓くために生きる力を育む ②一人ひとりの多様な学びを推進する ③将来にわたり学ぶことができる環境を整備する ④地域とともに学ぶ力を高める</p>

第五次町田市子ども読書活動推進計画	
計画期間	2025～2029年度
概要	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するための計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】自ら進んで読書をする子どもを育てる</p> <p>【基本目標】①子どもが本と出会うきっかけ作り ②いつでも身近なところに本がある環境作り ③子どもの読書に関わる人の育成と支援</p>

## (2) 福祉分野

町田市地域ホッとプラン	
計画期間	2022～2031年度
概要	本市の協働による地域社会づくりを推進するために策定した「町田市地域経営ビジョン2030」と、地域や個人への支援の方向性を定める「第3次町田市地域福祉計画」の各後継計画を一体的に策定した計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ</p> <p>【基本目標】①今を生きる自分に合ったつながりをつくる ②つながりで地域の活力を生み出す ③必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる</p>

町田市障がい者プラン21-26	
計画期間	2021～2026年度
概要	「町田市基本構想」を受けて策定する部門計画の一つであり、障がいのある人の施策全般に関わる計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】いのちの価値に優劣はない</p> <p>【基本目標】①地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる ②障がい理解を促進し、差別をなくす</p>

### (3) 健康分野

まちだ健康づくり推進プラン24-31	
計画期間	2024～2031年度
概要	災害、感染症や食の安全などに強いまちを目指し、すべての市民が健康で安心し、希望を持って生活できるよう健康・医療に関する施策を推進するための計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】 みんなでつくる「健康のまち」まちだ</p> <p>【基本目標】 ①誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる ②どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる</p>

### (4) その他の分野

町田市地域防災計画	
計画期間	毎年検討を加え、必要に応じて修正
概要	町田市・東京都及び防災に関係する機関や、その他市民が持ちうる全機能を発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画
基本的な考え方	<p>【計画の理念】 ①災害に強い人と組織をつくる ②災害に強いまちをつくる ③実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える</p>

一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）	
計画期間	2022～2026年度
概要	男女が平等で、多様性を尊重し、一人ひとりがその人らしく生きることができる社会の実現をめざすための計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】 その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして</p> <p>【めざすべき姿】 ①一人ひとりの人権を尊重するまち ②一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち</p>

町田市スポーツ推進計画19-28	
計画期間	2019～2028年度
概要	社会環境の変化やスポーツに関する市民意識調査アンケートなどから得られる課題を基に、スポーツに関する施策を総合的、かつ計画的に推進する計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】 ①スポーツ環境の整備及び魅力ある地域社会の形成 ②スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上 ③市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体による相互の信頼の下での連携、協力</p> <p>【基本目標】 ①スポーツへの参加機会の充実 ②スポーツに関わる人材と組織の充実 ③スポーツ環境の充実 ④スポーツを通じたまちづくり</p>

## 町田市産業振興計画 | 9-28

計画期間	2019~2028年度
概要	技術の革新、消費行動や働き方の変化など、目まぐるしく変化し続ける社会環境の中、今後もビジネスの場や働く場として本市が「選ばれるまち」であり続けるために、将来の姿を見据えた産業振興の方向性を示す計画
基本的な考え方	<p>【将来像】ビジネスに、働く人に、心地よいまち</p> <p>【施策の柱】①『立ち上げる』チャレンジ ②『拡げる』チャレンジ ③『つなぐ』チャレンジ ④ビジネスしやすく、働きやすいまちづくり</p>

## 第3次町田市環境マスタープラン

計画期間	2022~2031年度
概要	環境基本条例に基づき、環境施策の基本となる望ましい環境像を定め、その実現に向けて分野ごとに目標を立て、施策を策定して総合的に推進するための計画
基本的な考え方	<p>【望ましい環境像】みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かなまちだ</p> <p>【基本目標】①エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち ②源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち ③徹底したごみ減量、資源化を進めるまち ④安全で快適な暮らしを実現するまち ⑤環境について、みんなで学び、協働を進めるまち</p>

## 町田市都市づくりのマスタープラン

計画期間	2022~2040年
概要	都市づくりの各分野の計画を統合。今後20年を見据えた新たな都市の将来像や設計図を描き、分野の垣根を越えて施策を展開していくために策定した計画
基本的な考え方	<p>【ビジョン】みんなの“したいこと”で人とまちがつながりわたしの“ココチよさ”がかなうまち</p> <p>【なりたいまちの姿】①ここでの成長がカタチになるまち ②私の“ココチよさ”がかなうまち ③誰もがホッとできるまち</p>



え：町田保育園

## 5 策定経過



開催日	内容
2023年 4月27日	諮問 <ul style="list-style-type: none"> <li>「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称) 子どもにやさしいまち計画25-29」の策定について</li> </ul> 2023年度第1回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称) 子どもにやさしいまち計画25-29」(以下、「次期計画」という。)の策定について</li> </ul>
2023年 8月17日	2023年度第3回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の概要(方向性・基本理念等)について</li> <li>次期計画策定のためのアンケートについて</li> </ul>
2023年 11月16日	2023年度第4回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の体系(案)について</li> <li>次期計画に関するアンケート調査票(案)について</li> </ul>
2024年 2月15日	2023年度第5回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の体系(案)の確認について</li> <li>次期計画に関するアンケート調査票(案)の確認について</li> </ul>
2024年 4月25日	2024年度第1回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の体系について</li> <li>次期計画(素案)について</li> </ul>
2024年 5月7日～ 5月21日	アンケート調査の実施 【参照】P186 参考資料「5(2) アンケート調査」
2024年 6～8月	コドマチヒアリング(次期計画策定のためのヒアリング)の実施 【参照】P187 参考資料「5(3) コドマチヒアリング」
2024年 6月21日～ 6月25日	町田ちょこっとアンケートの実施 【参照】P190 参考資料「5(4) 町田ちょこっとアンケート」
2024年 8月22日	2024年度第3回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画(素案)について</li> </ul>
2024年 10月17日	2024年度第4回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画(素案)について</li> </ul>
2024年 12月	コドマチヒアリング等のフィードバックの実施 【参照】P190 参考資料「5(5) コドマチヒアリング等のフィードバック」
2024年 12月15日～ 2025年 1月15日	パブリックコメントの実施 【参照】P192 参考資料「5(6) パブリックコメント」
2025年 2月13日	2024年度第6回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について</li> <li>次期計画 答申書(案)の最終確認・承認について</li> </ul>
2025年 3月3日	答申 <ul style="list-style-type: none"> <li>「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称) 子どもにやさしいまち計画25-29」の策定について</li> </ul>

## (1) 諮問・答申

<p>23町子総第125号 2023年4月27日</p> <p>町田市子ども・子育て会議 会長 吉永 真理 様</p> <p>町田市長 石阪 丈一</p> <p style="text-align: center;">諮 問 書</p> <p>町田市子ども・子育て会議条例第3条の規定に基づき下記のとおり諮問します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>市の子ども子育てに関する施策の充実のため、以下の案件について貴会より意見を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称)子どもにやさしいまち計画25-29」の作成に関すること</li><li>2 「(仮称)町田市子ども発達支援計画行動計画2024-2026 (第三期障害児福祉計画)」の作成に関すること</li><li>3 「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」及び「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」の進捗評価に関すること</li></ol>	<p>町田市長 石阪 丈一 様</p> <p style="text-align: right;">2025年3月3日</p> <p>町田市子ども・子育て会議 会長 鈴木 美枝子</p> <p style="text-align: center;">答 申 書</p> <p>2023年4月27日付け、町田市子ども・子育て会議へ諮問のありました下記の件について、当会議において審議した結果、別紙のとおり答申いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称)子どもにやさしいまち計画25-29」の作成に関すること 以上</p>
--	---

## (2) アンケート調査

### ● 目的

次期計画の基礎資料及び子ども・子育て施策の参考とするため。

### ● 調査時期

2024年5月7日（火）～21日（火）

### ● 調査対象

区分	調査対象	
調査①	就学前児童保護者	市内在住の小学校就学前児童の保護者 (対象児童を無作為抽出)
調査②	小学校低学年保護者	市内在住の小学校低学年児童の保護者 (対象児童を無作為抽出)
調査③	小学校高学年保護者	市内在住の小学校高学年児童の保護者 (対象児童を無作為抽出)
調査④	小学校高学年本人	市内在住の小学校高学年児童 (調査③で無作為抽出した児童)
調査⑤	中学生・高校生	12～18歳の市民から無作為抽出

### ● 回答状況

区分	調査対象	発送数	有効回答数	有効回答率
調査①	就学前児童保護者	2,000	1,092	54.6%
調査②	小学校低学年保護者	1,500	795	53.0%
調査③	小学校高学年保護者	1,500	720	48.0%
調査④	小学校高学年本人	1,500	510	34.0%
調査⑤	中学生・高校生	1,500	512	34.1%
	計	8,000	3,629	45.4%

### ● 調査結果

別冊「『町田市子どもマスタープラン25-34』策定のためのアンケート調査報告書」をご参照ください。

### (3) コドマチヒアリング

コドマチヒアリングは、子どもを中心に計画対象者の声を聴き、計画に反映させるためのヒアリングです。子どもや大人、若者、事業者から直接ご意見をいただきました。

#### ● 目的

- ① 「子どもにやさしいまち」の具体的な姿について意見をいただき、次期計画の基礎資料とする。
- ② 2024年5月に実施したアンケート調査の補完として、当事者の率直な意見をいただき、市の取組の参考とする。
- ③ 市以外の取組の現状・課題を把握する。



#### ● 実施日時・場所

区分	実施日時	調査場所
子ども①	2024年6月1日(土) 15:15~15:45	子どもセンター5館 (ばあん、つるっこ、ぱお、ただON、まあち)
子ども②	2024年6月9日(日) 11:00~12:00	市庁舎(市民協働おうえんルーム)
子ども③	2024年6月9日(日) 14:00~15:30	市庁舎(市民協働おうえんルーム)
大人	2024年6月22日(土) 10:30~12:00	町田市生涯学習センター
若者	2024年7月22日(月) 17:20~18:40	玉川大学
事業者	2024年7~8月 1社につき30分~1時間程度	市庁舎又はオンライン

#### ● 実施対象・参加人数

区分	実施対象	参加人数/事業者数
子ども①	各子どもセンターの子ども委員、 来館中の子ども	37人(小学生17、中学生7、 高校生10、大学生3)
子ども②	概ね小学校6年生~18歳	15人 (小学生3、中学生3、高校生9)
子ども③	ミニまちだ(子どものための仮想のまちづくりを行う「まちづくり」体験プログラム)に参加したことがある小学校4年生以上	6人 (小学生)
大人	18歳以上の市民	8人
若者	玉川大学の学生(子ども向けのボランティアを中心に活動している大学公認サークル「無果汁Juicy's」に所属している学生)	12人
事業者	市内に本店又は支店を有する事業者	4社

## ● ヒアリング項目

項番	内容	子ども	大人	若者	事業者
1	「子どもにやさしいまち」の具体的な姿(案)に対して、良いと思うところ	質問1	質問1	質問1	—
2	「子どもにやさしいまち」の具体的な姿(案)に対して、足りないと思うところや、入れてほしいこと	質問2	質問2	質問2	—
3	あなたにとっての「子どもにやさしいまち」	質問3	質問3	質問3	—
4	町田市における、子どもの居場所の確保	—	質問4	—	—
5	町田市における、学校(授業以外)や地域などで子どもが意見を言ったり、決めたりする機会	—	質問5	—	—
6	町田市の未来のまちづくりについて、大人に伝えたいこと	—	—	質問4	—
7	自分の意見を町田市に言える機会	—	—	質問5	—
8	子育てに対するイメージ	—	—	質問6	—
9	子育て中の従業員に対して、ワークライフバランスの実現のために取り組んでいること	—	—	—	質問1
10	子育て中の従業員のためにやりたいと思っていること	—	—	—	質問2
11	市全体で「子どもにやさしいまち」を実現するために、市などと協力できること	—	—	—	質問3

## ● 実施方法

区分	実施方法
子ども①	各子どもセンターとオンラインで中継をつなぎ、開催する。 5人程度のグループでヒアリング項目について話し合いを行う。グループワークは各館で行い、ヒアリングの趣旨の説明や、各館から出た意見の共有は、オンラインを活用し、全体で行う。
子ども②	ヒアリング項目について話し合いを行う。
子ども③	
大人	
若者	
事業者	インタビュー形式。



▲子ども①のヒアリング



▲若者のヒアリング

## ● ヒアリング結果

### ① 「子どもにやさしいまち」の具体的な姿

次期計画の基本理念である「子どもにやさしいまち」の具体的な姿（案）については、「やりたいことができる」「みんな笑顔」「安心して暮らせる」といった言葉が子どもたちから出てきたキーワードでした。この点については、大人や若者を対象としたヒアリングでも大きな差異はありませんでした。

また、「やりたいことが叶う」については、「やりたいことがあるとは限らないから、“やりたいことを見つけられる”が良い」といった声が子どもたちからありました。

### ② 2024年5月に実施したアンケート調査の補完

「子どもの居場所」については、「確保されている」と思っている人の方が多かったものの、更なる充実が求められています。新しい場所を増やすというよりは、既存施設の運用を変更し、ニーズに合わせて使いやすくしてほしいという声が複数ありました。

「子どもが意見を言える機会」については、意見を言う場はあっても、その場を知らない人が多いことが問題として挙げられました。若者のヒアリングでは周知方法のアイデアも出てきたため、それを踏まえて、効果的な周知方法を検討する必要があります。

### ③ 市以外の取組の現状・課題を把握<sup>※18</sup>

市内業者のワークライフバランスの実現のための取組については、企業ごとに特徴がありましたが、どの企業も他社の様子を知りたいと思っていることが共通していました。また、「子どもにやさしいまち」の実現のためにできることは1社だけでは考えが狭くなってしまいうところがあるため、複数の企業で話せる機会があると良いという声がありました。



▲子ども②のヒアリング



▲子ども③のヒアリング



▲大人のヒアリング

※18 P90 第4章「コラム9 ワークライフバランスの推進に向けた事業者の取組」参照。

## (4) 町田ちょこっとアンケート

### ● 目的

次期計画の基礎資料及び子ども・子育て施策の参考とするため。

### ● 調査時期

2024年6月21日（金）～25日（火）

### ● 調査対象

メール配信サービスへの登録者（調査時点では、2,437人）

### ● 回答状況

240人（回答率9.8%）

### ● 調査結果

町田市ホームページに掲載されている「町田ちょこっとアンケートの実施結果」をご覧ください。



次期「町田市子ども  
マスタープラン」策定  
に関する町田ちょこ  
っとアンケートの  
実施結果

町田市ホームページ

## (5) コドマチヒアリング等のフィードバック

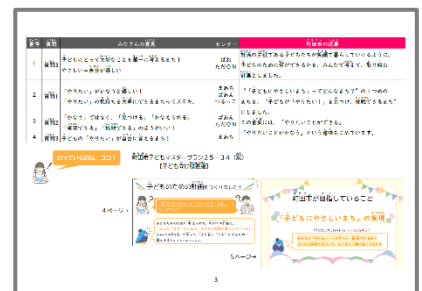
次期計画の策定にあたり、子どもを中心に行ったヒアリングに対してフィードバックを実施しました。フィードバック方法は、対面又は書面送付です。

### ● 目的

実施したヒアリングのフィードバックを行うとともに、「町田市子どもマスタープラン25-34」（素案）に対するパブリックコメントについて周知するため。

### ① 書面送付

ヒアリング時にいただいた意見について、反映した部分がわかるフィードバック用の資料を送付する。併せて、パブリックコメントで意見をいただきたい旨を周知する。



## ● 実施対象

区分	実施対象
子ども	各子どもセンター（ばお、ただ ON）の子ども委員
子ども	ミニまちだ（子どものための仮想のまちづくりを行う「まちづくり」体験プログラム）に参加したことがある小学校4年生以上
若者	カワセミサポーターズ（「まちだコドマチ <sup>ルール</sup> 施行記念イベント「コドマチフェスティバル スタートアップイベント」の企画への参加をきっかけに、これまで市に関わる活動に取り組んできたメンバーを中心として結成されたグループ）

## ② 対面

ヒアリング時にいただいた意見について、フィードバック用の資料に沿って、反映した部分を説明する（学童保育クラブは資料なし）。その後、パブリックコメントで意見をいただきたい旨を周知する。

## ● 実施日時・場所

区分	実施日時	実施場所
若者	2024年12月16日（月） 17:30～18:00	玉川大学
子ども①	2024年12月18日（水） 13:30～15:00	中央学童保育クラブ
子ども②	つるっこ：2024年12月21日（土） ばあん：2024年12月27日（金） まあち：2024年12月28日（土） ※1館につき30分程度	各子どもセンター （つるっこ、ばあん、まあち）

## ● 実施対象・参加人数

区分	実施対象	参加人数
若者	玉川大学の学生（子ども向けのボランティアを中心に活動している大学公認サークル「無果汁Juicys」に所属している学生）	5人
子ども①	中央学童保育クラブの小学校高学年児童	18人
子ども②	各子どもセンターの子ども委員、 来館中の子ども	24人 （つるっこ4、 ばあん6、 まあち14）



## (6) パブリックコメント

### ● 目的

市民協働のまちづくりを推進し、政策の内容をより良いものにするため。

### ● 実施時期

2024年12月15日(日)～2025年1月15日(水)

### ● 応募者数

46人

### ● 意見件数


136件

### ● ご意見と市の考え方

町田市ホームページに掲載されている「パブリックコメントの実施結果」をご覧ください。



「町田市子ども  
マスタープラン25  
-34」(素案)に  
関するパブリック  
コメント実施結果の  
公表について

 町田市ホームページ



## 6 町田市子ども・子育て会議



### (1) 町田市子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

#### (定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

#### (所掌事務)

第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項（平27条例42・一部改正）

第4条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表
- (4) 保健医療関係団体の代表
- (5) 経済関係団体の代表
- (6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者（平27条例42・平30条例13・一部改正）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

#### (臨時委員)

第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

#### (会長)

第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

#### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。  
（町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

#### (58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て会議	会長	日額 25,000 円
	学識経験者	日額 21,700 円
	その他委員	日額 10,000 円

附 則（平成27年10月7日条例第42号）

#### (施行期日)

1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。  
（任期の特例）

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附則（平成30年3月29日条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (2) 町田市子ども・子育て会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員（当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。）に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

## (3) 委員名簿

### ● 第5期委員<sup>※19</sup> 【任期】2022年4月1日～2024年3月31日

構成	氏名	所属	備考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	吉永 真理	昭和薬科大学	
	鈴木 美枝子	玉川大学	
	菅野 幸恵	青山学院大学	
	駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部	
子ども・子育て支援を実施する事業者の代表	矢口 正仁	町田市私立幼稚園協会	
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	
	叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	
子ども・子育て支援を実施する事業に従事する者の代表	工藤 成	町田市立小学校校長会	
	杉浦 元一	町田市公立中学校校長会	2023年4月から
	森山 知也	東京都立町田の丘学園	2023年12月まで
	旭岡 善介	東京都立町田の丘学園	2024年1月から
	朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会	2023年4月から
	大澤 彩	町田市中学校PTA連合会	2023年4月まで
	渋谷 由美	町田市中学校PTA連合会	2023年5月から
保健医療関係団体の代表	風張 真由美	町田市医師会	
経済関係団体の代表	松井 大輔	町田商工会議所	
公募による保護者で市内に住所を有する者	笹生 亜依	市民	
	中井 敏子	市民	
	渡邊 蔵之介	市民	
子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者	福田 麗	町田市青少年委員の会	
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	

※19 計画策定は2023年度からのため、2023年度の委員を掲載。

## ● 第6期委員 【任期】2024年4月1日～2026年3月31日

構成	氏名	所属	備考
子ども・子育て支援に 関し学識経験を有す る者	鈴木 美枝子	玉川大学	
	菅野 幸恵	青山学院大学	
	下尾 直子	洗足こども短期大学	
	駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部	
子ども・子育て支援を 実施する事業者の 代表	矢口 正仁	町田市私立幼稚園協会	
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	
	叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	
子ども・子育て支援を 実施する事業に従事 する者の代表	畠中 勝美	町田市立小学校校長会	
	杉浦 元一	町田市公立中学校校長会	
	旭岡 善介	東京都立町田の丘学園	
	朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会	
	渋谷 由美	町田市中学校PTA連合会	2024年4月まで
	大久保 麻衣子	町田市中学校PTA連合会	2024年5月から
保健医療関係団体の代表	村野 明子	町田市医師会	
経済関係団体の代表	松井 大輔	町田商工会議所	
公募による保護者で 市内に住所を有する 者	井上 善史	市民	
	蓮池 真帆	市民	
	渡邊 蔵之介	市民	
子ども・子育て支援に 関係する者のうち市 長が適当と認める者	安藤 朝美	町田市青少年委員の会	
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	

## (4) 事務局

役職名
子ども生活部長
子ども生活部 子ども総務課長
子ども生活部 児童青少年課長
子ども生活部 保育・幼稚園課長
子ども生活部 子育て推進課長
子ども生活部 子ども家庭支援課長
子ども生活部 子ども発達支援課長
子ども生活部 子ども発達支援課 相談・療育担当課長
地域福祉部 障がい福祉課長
保健所 保健予防課 母子保健担当課長
学校教育部 指導室長兼指導課長

## 7 用語解説



あ 行	I C T	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。
	赤ちゃん・ふらっと	東京都で実施している、授乳・調乳・おむつ替えができる施設の整備を推進する事業。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
	おでかけ応援てんぽ	授乳スペース、おむつ替えスペース、子ども用便座、キッズスペースのいずれかを設置している店舗。
か 行	学童保育クラブ	保護者が就労等により日中不在になる場合に、小学生の子どもを預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る施設。
	家庭的保育室	市から委託を受けた保育者が、居宅等で、5人以下の子どもを家庭的な雰囲気の中で保育するもの。
	けやき教室・くすのき教室	町田市在住の小・中学生で、現在、登校が難しい状況にある児童生徒が通う教室。本人の状況に即した学習や活動を行うことにより、自ら学ぶ力や社会性を育むとともに、より良い進路選択ができるよう支援する。
	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。
	子育て	本来子どもが持っている、主体的に成長する力のこと。
	こども基本法	子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。
	子どもクラブ	乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした施設。多目的ホール、乳幼児コーナーなどがある。
	子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。
	子ども・子育て支援新制度	就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。
	子ども・子育て支援法	子どもとその保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
	子ども食堂	地域の団体等が子どもに対し、栄養のある食事や地域住民との交流を提供する活動。
	子どもセンター	乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした施設。子どもたちの遊び、成長、発達の拠点として様々な活動をしている。
	子ども創造キャンパスひなた村	児童館相当施設。自然体験や創作体験などのイベント・講座を実施したり、市民向けの施設貸出を行ったりしている。
	子ども発達センター	児童福祉法に基づく児童発達支援センター。専門職による子どもの発達に関する相談や障がいに関する相談事業やグループ指導を実施している。
さ 行	参画	政策や事業などの計画に加わること。実行段階から「参加」するのではなく、計画段階から積極的に動いて加わっているという意味を持つ。
	次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、2003年に制定された法律。
	児童の権利に関する条約	1989年に国際連合で採択され、児童の意見の尊重、健康の享受、児童の権利等を包括的に明文化した、児童の福祉の向上を図るための条約のこと。
	児童養護施設	様々な事情により環境上養護を要する児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

さ 行	住宅確保要配慮者	低所得者、障がい者、子育て家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。
	小規模保育所	国が定める最低基準に適合し、市町村の認可を受けた施設で、定員がおおむね6～19人の0歳から2歳児までに対して保育を行う施設。
	食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身につけること。
	スクール カウンセラー	学校において、児童生徒・保護者へのカウンセリング及び子どもへの指導・援助方法についての相談等を行う心理専門職のこと。
	スクール ソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築等、課題解決への対応を図る人のこと。
な 行	認可保育所	保護者の就労や病気等により保育が困難な場合に、0歳から就学前の子どもを保育する施設。
	認証保育所	東京都の独自基準により認証された認可外保育施設で、0歳から就学前の子どもを保育する施設。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育所の時間帯（おおむね7～18時）で保育・幼児教育を行う施設。
は 行	ひきこもり	身体的・精神的な理由から、学校や勤務先等へ行かず一日のほとんどを家の中で過ごす等、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態のこと。
	保育コンシェルジュ	就学前までの子どもの保護者を対象に、保育所や幼稚園などの案内、子育て支援事業等の情報提供、相談・助言を行う専門の相談員。
	保育所・幼稚園等	定期的な教育・保育の場として利用する幼稚園や保育所などを指す。認定こども園、小規模保育所も含まれる。
や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
	幼稚園	保護者の就労の有無にかかわらず、満3歳から就学前の子どもに対し、1日4時間程度の教育を行う施設。
ら 行	療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。
	レスパイト	「休息」「息抜き」の意味。介護や育児、看護など、普段誰かのケアを行っている人が、一時的に休息することを指す。



## 8 索引



取組	取組番号	施策コード	参照ページ
ICT教育の推進	8	112	58
育児支援ヘルパー	35	212	79
いじめ防止対策の推進（町田市いじめ防止基本方針）	27	133	74
一時預かり事業 ア 幼稚園型一時預かり	43	212	84
一時預かり事業 イ 一時保育	44	212	85
「えいごのまちだ」の推進	5	111	56
延長保育	48	221	88
学童保育クラブ巡回アドバイザー	11	112	59
学童保育クラブの施設環境づくり	50	221	88
学童保育クラブへの入退室管理システムの導入	51	221	88
家庭教育支援事業	38	212	82
協働パトロール（防犯）	69	322	107
教育支援センター	2	111	55
教育に関する相談機会の充実	25	132	72
教育・保育施設等における研修の実施	7	112	58
健康教育の推進	14	113	61
高校生向け知財教室	19	123	67
公立保育園における食育の推進	13	113	61
こころの相談	24	132	71
子育て支援ネットワーク連絡会（地域ネットワーク会議）	28	133	74
子育てひろば	37	212	81
子どもクラブの整備	67	321	103
子ども食堂ネットワーク	62	311	98
子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパス ひなた村事業（子育て支援事業）	4	111	56
子どもセンター・子どもクラブ等職員研修	12	112	60
子どもセンター事業（イベント事業）	60	311	97
子どもセンター事業（子ども委員会）	16	121	63
子どもセンター事業（地域連携事業）	59	311	97
子どもの学習・生活支援	55	232	94
子どもの参画事業	17	121	63
こんにちは赤ちゃん訪問	32	211	77
災害時情報伝達	70	322	108
児童虐待相談対応	29	133	75
児童生徒の「学び続ける力」を高めるための授業の改革	9	112	59
市内保育所の保育士等の人材確保	45	212	85
出産・子育てしっかりサポート面接	30	211	76
ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育）	41	212	84

取組	取組番号	施策コード	参照ページ
スクールソーシャルワーカーの派遣	26	132	72
生活困窮世帯等の就労支援	56	232	94
青少年健全育成等サポート事業	61	311	98
送迎保育ステーション	47	221	87
楽しく運動する機会の充実	15	113	62
地域子育て相談センター事業（地域人材活用）	63	312	100
地域と連携した教育活動	57	311	96
父親対象育児講座	53	222	89
通学路の安全点検	68	322	107
特別支援学級の整備	1	111	55
乳幼児健康診査	34	212	79
妊婦健康診査	31	211	76
Nature Factory 東京町田	66	321	102
ひとり親相談	54	232	94
病児・病後児保育	49	221	88
ファミリー・サポート・センター	40	212	84
不登校児童生徒の学習環境の整備	3	111	56
保育の質の向上推進事業	6	112	58
放課後子ども教室「まちとも」	65	321	102
放課後児童支援員の資質向上	10	112	59
冒険遊び場プレーリーダー養成講座	64	312	100
マイ保育園	36	212	81
まこちゃんダイヤル	23	132	71
まちだキッズアントレプレナープログラム	18	123	67
まちだ子育てサイト	39	212	82
「まちだコードマ <sup>ル</sup> チ条例」のeラーニング	22	131	69
「まちだコードマ <sup>ル</sup> チ条例」の普及・啓発活動	21	131	69
「まちとも」等と連携した放課後のスポーツ推進	58	311	96
養育支援訪問事業	42	212	84
幼児教育・保育施設の整備	46	221	87
利用者支援事業	33	211	77
両親学級	52	222	89
若者の就労支援	20	123	68



町田市子どもマスタープラン25-34  
2025年3月発行

発 行：町田市 子ども生活部 子ども総務課  
〒194-8520 町田市森野2-2-22  
電 話 042-724-2876



＼ なんだ かんた ！



まちだ